

やまきた



議会だより

第 180 号

平成27年2月1日



たこたこあがれ、元気にあ〜がれ！

目 次

いよいよスタート山北町議会基本条例	2
国保税 15%引上げの条例を可決	4
議員定数 賛成・反対討論	6
一般質問	15
生きいきひろば	24

いよいよスタート

山北町議会基本条例

議会基本条例を制定するため、議会のあり方検討委員会（委員長 府川輝夫議員ほか6名）で内容等について検討してきました。

委員会では、条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成26年4月の議会報告会、9月のパブリックコメントにおけるご意見、ご提言を踏まえ、12月5日の本会議において「山北町議会基本条例」を議員提案し、全員賛成で可決、平成27年1月1日施行となりました。

議会と議員が負わねばならない責務等を定め、議会改革を推し進める基本理念、議会運営の最高規範として位置付け条例に明文化するものです。

議会基本条例

〈前文〉

山北町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される山北町議会（以下「議会」という。）は、町民参加と情報公開による開かれた議会を築き、町民の意思を的確に把握し、住み良いまちづくりのために、町の進むべき将来的な視点に立ち、町民の負託に応えなければ

ならない。

議会が町民を代表する議事機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上及び活力あるまちづくりに果たすべき役割は、時代と共にますます大きくなる。特に、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大するなか、議会は意思決定機関として、町の具体的政策を最終的に決定する使命があり、この意思決定における政策形成過程の論点及び争点を明確にするとともに、広く町民に公開しなくてはならない。

これらの目的を達成するために、憲法及び地方自治法を遵守するとともに、町民に信頼される議会に向けて掲げた「議会の見える化」、「議員の資質向上」、「議

会活動と議員活動の活性化」を実現し、議会改革を推し進める確固たる基本理念として、議会運営の最高規範と位置づけこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、町民に開かれた議会及び議員活動の活性化を図り、議会及び議員の活動原則等の議会運営に関する基本事項を明確にし、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

町民の福祉の向上と活力

あるまちづくりに寄与することを目的に、議会運営の改革を進める3つの主題である「議会の見える化」、「議員の資質向上」、「議員の活動の活性化」を継続的に追求するために、議会運営の基本事項を定めています。

（議会の役割）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関の政策や事務の執行について、監視及び評価を行うとともに、町政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言の役割を担うものとする。

【解説】

三元代表制の一翼を担う議会は、合議体としての機能を活かして、町政運営を監視する責務を持つとともに、委員会活動による調査研究を通じて、町民の意思

を反映した政策の提案及び政策の提言を果たす役割を明記しています。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、町の進むべき道を決定する責任を自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、政策形成に適切に反映するよう、町民参加の機会を拡大し、町民の多様な意見の把握に努めるものとする。

【解説】

1 議会は、町政運営の基本事項を決定する意思決定機関（議決機関）としての責務を自覚し、公正性、透明性を高めるとともに信頼性を重視した議会運営に努め、議会活動の情報を判りやすく公開し町民との共有化を図り、開かれた議会運

議会基本条例とは

町民に対し、議会の役割や議会と町民との関係、議会と町長との関係などを明示し、議会のあるべき姿、

営に向けて活動する基本原則を明記しています。

2 議会は、政策形成に適切に反映するよう、町民が気軽に参加できる議会報告会等を通じて、町民や地域団体等の多様な意見をくみ取る必要性を明記しています。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由かつ適な討議を重んじるものとする。

2 議員は、将来的視点で諸課題を把握し、町の政策に反映するよう研さんを積み、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

【解説】

1 議会は、議員間討議の重要性和議決機関であることを強く認識し、審議及び審査の形成過程では、他の

議員の言論を尊重し、自らも積極的な討議により議論をしつくし合意形成することを定めています。

2 議員は、全体的・長期的な視点で地域デザインやビジョンを政策形成する能力開発の必要性から、議会として研修を実施すること

ともに、自らも積極的に自己研さんを重ね議員としての資質を高め、町民の負託に応える活動をすることを明記しています。

（町民と議会の関係）

第5条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開するとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならぬ。

2 議会は、町民、地域、各種団体等との連携を図り、広報広聴活動を強化し、政策提言に資するものとする。

【解説】

1 議会は、町民に議会活動を分かりやすく的確に理解されるよう、議会情報の公開と発信を積極的に行うとともに、十分に説明する責任を果たす必要性を定めています。

2 議会は、広報広聴活動の仕組みづくりと機能の充実により、町民、地域、各種団体等との意見交換の場を設け、民意の吸収と情報の共有による連携を形成し、町民参加による政策提言へ展開することを定めています。

（議会及び議員と町長との関係）

第6条 議会の本会議における議員と町長との質疑応答は、案件の論点及び争点を明確にし、三元代表制の趣旨を重んじた充分な質疑のもとで監視機能を強化し、政策提言につなげるものとする。

2 町長は、議会に政策を

提案するときは、議論を高めるために、政策の形成過程を説明するよう努めなければならない。

【解説】

1 本会議における議員と町長との質疑応答は、双方ともに案件の論点、争点を明確にし、質の高い運営を図るとともに、三元代表制の議決機関として町長と緊張感のある健全な関係を保ち、議決責任を認識して質疑を深め政策提言につなげることを定めています。

2 町長は、政策及び計画並びに事業等の提案については、議会審議における論点が明確となるよう、政策等を提案するに至る形成過程を合理的に説明する責任を明記しています。

（最高規範）

第7条 この条例は、議会運営における最高規範で

あつて、議会の条例、規則、規程等を制定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

【解説】

この条例は、議会運営における条例や規則の位置づけにおいて、最高規範であることを定めています。

また、議会運営に関する条例及び規則等を制定または見直す場合には、この条例で定める事項との整合性を図る必要を明記しています。

（議会及び議員の責務）

第8条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

議会は、この条例を遵守した議会運営がなされ、条例制定の目的に沿い議会運営の改革を継続的に行っているか検証・評価し、時代に即応した条例となるよう見直すことを明記しています。

（見直し手続）

第9条 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているか継続して検証し、必要があると認める場合は、適切な処理を講じるものとする。

平成26年 第4回定例会（12月3日～8日） 国保税15%引上げの条例を可決

平成26年第4回定例会を12月3日から8日までの6日間開催した。

主な議題は、条例制定、条例改正、補正予算など19件を審議した。
一般質問に立った議員は8人でした。

■ 条例制定 ■

山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

国の子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、条例制定が提案された。

対象保育の定義は

川村議員 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育は、どういうものか。

福祉課長 家庭的保育は自宅で3歳未満の子どもを預かる利用定員5人以下のもの、小規模保育は3歳未満の子どもを家庭的保育に近い形で預かる利用定員6

19人以下のもの、居宅訪問型保育は1対1を基本に個別なケアが必要な方を預かるものである。

表記の内容

小栗議員 町が定める条例に対して「市町村が定める」という表記でよいのか。

福祉課長 家庭的保育は、他市町村での広域的利用が考えられるため、この言葉を入れている。

山北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の改正に伴い、条例制定が提案された。

小規模保育の手続き

渡辺議員 小規模保育を町が実施する場合は、従来どおり児童福祉法の手続きでよいのか。

福祉課長 この条例は、民間が参入する場合の条例であり、町が実施する場合は、従来どおりである。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の改正に伴い、条例制定が提案された。

設置基準のレベルは

府川議員 民間に対するものと町とのレベル、基準に

整合性はあるのか。
福祉課長 町の放課後児童クラブは、国の基準により設置しているため、民間との整合性は取れている。

指導員の資格は

川村議員 資格を持っている方の割合は。また、資格持っていない方への今後の対応は。

福祉課長 すべての方が放課後児童クラブに携わる資格を持っているが、その中で保育士資格を持っている方は2名である。

また、国に準じていくため、順次必要な研修等を受けていただく。

■ 条例改正 ■

〈国保税条例〉

国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、条例改正が提案された。

医療費抑制の取り組みは

川村議員 税率を15%アップすることに対し、医療費を抑制するための策は。

また、国保に加入している平均家庭の1世帯あたりの負担額はどのくらいか。
保険健康課長 医療費の抑制のために、がん検診と同日実施して特定健診の受診人数アップ等に取り組んでいる。

また、条例改正後の1世帯当たりの保険料アップは約2万4500円である。

川村議員 特定健診の受診率は達成しているのか。また、ジェネリック医薬品の取り組みは。

保険健康課長 5年後の目標受診率を40%とし、今現在29%近く達成している。ジェネリック医薬品は、医療費や納税通知発送時にお知らせしている。

第4回臨時会

（11月21日開催）

■ 条例改正 ■

〈山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例〉

人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給与に準じて給与改定を行うため提案された。

原議員 町長は、退職金辞退の公約実現が難しいと述べているが、それに代わるものとして期末手当を削減する条例の制定を。

町長 削減等を検討する。

■ 補正予算 ■

人事院勧告に基づく人件費の補正が、一般会計と水道事業会計、特別会計の国民健康保険事業、下水道事業、介護保険事業で提案された。

■ 補正予算 ■

国・県負担金など

6776万円を増額

〈一般会計〉

歳入歳出総額それぞれ6776万6000円を増額補正した。

主な歳入は、障害者自立支援や児童手当の対象者増による国・県負担金2033万2000円、水源環境保全再生交付金増額2000万円です。

主な歳出は、障害者自立支援給付金1530万円、児童手当1023万円、滝沢・高松作業道整備工事2000万円の増額です。

川村議員 弁護士費用に町営住宅滞納関係とあるが、この滞納者は収入があつて滞納していたのか。
定住対策室長 一定の時期から所在がわからず、収入

〈国民健康保険事業〉

マイナンバー制度に伴うシステム改修負担金と退職者医療費増による増額。

川村議員 システムのどの部分をマイナンバー対応に改修するのか。
保険健康課長 国保の番号を国のマイナンバーに変えるためのものである。

■ 発 議 ■

〈議会基本条例〉

※詳しくは2ページから3ページに掲載

〈議会委員会条例〉

新東名対策室の設置等に伴い常任委員会の所管を変更するため提案。

〈議会議員の定数条例〉

※詳しくは6ページから10

■ 人 事 ■

教育委員の選任

平成26年12月31日に任期満了となるため、引き続き石田浩二氏の選任が提案され、同意した。

■ 選 挙 ■

南足柄市外二ヶ町組合議会議員選挙

平成27年2月9日任期満了に伴い、武井章氏（岸）が指名推選され、当選した。

ページの「賛成・反対討論」に掲載



第 4 回定例会

《賛成・反対討論》 議員定数は現状の14人に

【賛成討論】 将来を見据え町民 1000 人に対して議員 1 人に
原 憲司 議員

山北町議会議員の定数削減は、本町の人口や地区数、町税の減少、上郡 4 町の議員定数との整合性および町民の意見・提案を鑑み、次の 4 点を理由に議会議員の定数 14 名を 12 名に削減する賛成討論を行う。

1 点目は、当町は 224. 7 平方キロメートルの広大な面積を有し、三保・清水・共和・山北・岸・向原地区の 6 地区、55 自治会で構成されている。第 5 次総合計画では平成 35 年の将来人口が 11000 人を想定している。議会議員は町民一人ひとりの選挙により選ばれるので、町民一人ひとりと向き合い、町民の利益を目的に議員活動を推し進めるため、町民 1000 人に対して議員 1 人とする。

2 点目は、厳しい経済情勢や人口減少などにより町税が年々減少し、厳しい財政状況が続いているので、議員 1 人の報酬を下げるのではなく、議会費全体を削減し、その費用を子育て支援や高齢者福祉、活力あるまちづくりに活用し、行財政運営の向上を図る。

3 点目は、上郡 4 町の議員定数は大井町が人口 17313 人で 14 名、開成町は人口 16834 人で 12 名、松田町は人口 11279 人で 12 名、中井町は人口 9758 人で 14 名ですが、次回の統一選挙に向け、12 名に条例改正をする予定ですので、当町の人口 11443 人に対して 12 名に削減し、上郡 4 町と整合性を図る。

4 点目は、議員一人ひとりが町全体を把握し、議員を選ぶ権利を有する町民の要望や意見・提案をしっかりと聴きとめ、12 名の議員が丸となって町民の要望や意見などを行政の政策運営に反映させる。

【反対討論】 町民一人ひとりの声を大切に作る議会に
小栗 直治 議員

私は、発議第 3 号山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論します。

原案は地方行政改革、特に財政状況からみた議員削減の趣旨であります。議員の役割は、町民の代表として、広く町民の意見を聞き、その声を行政に伝えること、そして町的意思決定に参加することです。この発議は、大切な町民の声を聞く耳が 2 人分減るわけであります。

また、山北町の山間地集落は、地区が離れ、居住者も少ない中で、日常いろんな事柄で不安を抱えています。大雨や台風のときに危険な場所など、なかなか町行政に届くことができない場合があります。地域に密着している町民の代弁者がどうしても必要なのです。

安心して日常生活を送るためには、私は現行の 14 人が必要と考えます。議員全体の経費の見直しであれば、全員の経費を見直してもできる改革であります。

私は、一人ひとりの町民の声を大切に作る議会であるために、定数減については反対します。

発議第 3 号 「議会議員の定数を 14 人から 12 人に改める条例」

【提案理由】

地方を取り巻く厳しい社会経済状況や国と地方の三位一体改革などにより、本町の財政状況が窮迫しているため、町民の代表である議会議員の議会費を減額し、子育て支援や高齢者福祉、活力あるまちづくりなどに積極的に取り組むとともに、町の行財政運営を向上させるため、議会議員の定数を削減するものです。(原文)

提案者 原 憲司、瀬戸恵津子

【反対討論】 他町との比較ではない地域の実情に応じた定数を
府川 輝夫 議員

議員定数の議論は、全議員で構成する拡大議会のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）で繰り返し調査研究し、最終審査では賛成多数により現状の 14 人を維持することとなった。

私は、議会の役割を重く認識したなかで、委員会の委員長として審査してきた議員定数の考え方について発言する。

議員定数は、①議会の機能、②討議の重要性と委員会に必要な人数、③地方自治法改定による定数の上限撤廃の真意、④議会改革は行政改革とは異なる、⑤民意の吸収の 5 つの視点から議論をした。

議員定数削減の意見は、①人口 1000 人に議員 1 人、②他町との相対的關係、③費用削減の 3 点だが納得できる理由に欠けた。

現状維持の意見は、①委員会構成が可能な人数は 7 ～ 8 人、②少人数だと多種多様な意見が出ない、③面積が広大で地域が分散された地域性、④他町との相対的比較は削減のスパイラル（繰り返し悪化）となる、⑤議会機能の維持、という合理的な理由であった。

次に、費用の削減は大変重要だが、議員定数を考える目的は費用削減ではなく、議会運営の向上、議会改革を推し進める議会の体制づくりであり、また、町民の声は削減も一部あるが、議会の機能低下とならぬ現状維持とする声も多くある。

委員会では、両者の意見を聴き取り、議員削減が議会改革であるような無責任な記事に惑わされず、地域の特性や課題を考慮し、町民に説明できる合理的な理由のもと、他町との比較や根拠なきデータに左右されずに、議員定数を決定することが重要と判断した。

地方分権の時代、町民の負託に応えられる議会改革を推し進めることが議会の役割であり、議会基本条例を制定する現在、議員定数の削減に対し強く反対する。

【反対討論】 隅々の声が議会に届く体制を

渡辺 良孝 議員

当町の人口減少傾向には歯止めがかからず進んでいくことは何よりも憂うところである。そして有識者でつくる日本創生会議で、消滅可能性の集落といわれている市町村の仲間入りの町であるとの報道もされた。

一方では、これから先、何も振興施策を打ち出さない市町村への警鐘であるとも言われている。ここで国から新たに地方創生を打ち出され、地方からの発信力の必要性が重んじられる社会情勢になってくることが必至である。

そのような状況の中、ここ 4 年間に三保、清水地域では学校統廃合が一気に進み、地域においては、今後の活性化が強く求められている。

そして、追い打ちをかけるように昨年、神奈川県の緊急財政対策により、大野山乳牛育成牧場や丹沢湖周辺の県有施設などの廃止が打ち出された。県有施設を多く抱え、その施設が今日まで、当町の地域や観光振興に重要な役割を果たしてきたことを考えると、町全体が大きな痛手である。

今当町は、スマートインターチェンジの設置が決まるなど、今後に向けて観光や地域振興につなげる将来に向けた施策の推進が行政はもとより、議会からの提言も強く求められている。

そこで、地方創生策が地域に求められてくる社会情勢。広大な面積を持ち、山積している様々な課題を抱えた町の実情がある。

今は、隅々の声が議会に届く体制を保持するため、当町の実情から、ここで定数 14 人を 12 人に削減することに反対する。

今ここは、議員自ら町の隅々の課題把握に努め、議会と町民が一丸となり、地方創生の振興策を町に提言し、県・国へ届くよう議会も力をつけるべき時である。

【反対討論】 議員力の向上で議会改革をさらに推進

瀬戸 顯弘 議員

私は 4 年前の町議会議員選挙においては議員定数削減の立場で町民の方々と話し合ってきた。平成 23 年の地方自治法の改正による定数上限の撤廃、地方分権の中での町議会のあり方、また、これ以上定数を削減することは多様な意見や見方が無くなり、活発な議論の展開は無くなるのではないかとの危機感、まずは議会そのものの活性化、在り方から改革の手をつけるべきとの考えから、定数削減について反対の立場に転じた。

定数の削減による行政コストの削減効果は認めるが、これが議会改革の全てではない。議会改革の目指す第一の方向は、議会の機能を取り戻す活動である。議会の「活性化」、「議員力の向上」、「見える化」に他ならない。こうした議会改革の本質をクリアーした後に定数の削減もあり得る。

議会は「山北町議会基本条例」を制定した。議会と議員はこの条例で町民に厳しく判断される。そしてこの条例を規範として行動することが求められる。東西に長い町の地勢から来る地区ごとに異なる課題、福祉・防災上の問題等について地域からの発進力を無くさないこと、解決のための議員活動も必要だ。働く若い人が議員として活動できる環境や、仕組みを整備することも議会の課題である。こうした多くの課題を抱えた当町では定数削減については慎重に対処すべきと考える。

議会基本条例のもと、私たち議員は議会の改革を更に推し進めること、議員力＝議員としての資質を高めることが定数削減の前にするべき事ではないかと考える。この発議の議員定数の削減には反対する。

【賛成討論】 定数 12 名で議会の機能は保てる

瀬戸恵津子 議員

議員定数は人口動向、財政力、社会状況により相対的に判断するものであり、民意吸収機能、行政監視機能、政策立案機能の 3 つの機能は、定数を削減して 12 名でも議会としての機能は保てる。

① 議会改革に取り組み、議会としての機能をさらに高めるべく議会基本条例を制定した。

② 現在の山北町の社会状況と税をどれだけ負担できるかという担税力も勘案しながら議員定数は決められるべきである。

③ 町域は広いが、I C T の活用や道路網の発達により、情報収集力や行動力はますます増大できる。

④ 委員会活動（最小限度の 6 名であるが）は、調査機能をさらに充実強化するため、議会の外からの専門的知見を活用する。

⑤ 町民の声の吸収は、現在の議会報告会の意見交換の場とは別に座談会等の導入をすることにより、議会本来の機能は向上する。

⑥ 近隣市町との広域連携を考える時、より近い視点からの整合性のとれた判断が導き出せる。

⑦ 議会が合議体として一つにまとまり、力はさらに強くなると確信する。

⑧ 定数 2 名削減することは、議員としては選挙でのハードルが大変高くなるが、現在の厳しい社会情勢下であれば、議員自ら厳しい選択をし、町民と痛みを分かち合い、共に歩いていく姿勢を示す必要がある。

以上の点から、議員定数 14 名を 2 名削減し定数 12 名とすることに賛成する。

【反対討論】 多様な意見を戦わせることで最良の判断ができる

石田 照子 議員

以下 5 点を総合的に判断し、発議第 3 号に反対いたします。

① 議会は違った立場や環境の人が集まり、色々な意見や考えをもちより、様々な意見を戦わせることにより、何が町民にとって最良の選択であるかを決断する場である。

② 山北町の議員報酬の一般会計に占める割合は、1.95 %、多い町では 2.8 %。また、近隣と比べても 2 番目に低い議員報酬であり、政務活動費も計上していない。

③ 平成 18 年 18 名から 14 名に削減した際、議会の弱体化を懸念した先輩議員からこれ以上削減してはいけないということで 4 名の削減にこぎつけた経緯があった。

④ 近隣で当町と人口的にも似通った町で 12 名に削減した町の議員さんにその後の様子を伺った所、「多様な意見が出にくくなり失敗だった。」との意見を聞いている。

⑤ 当町は県下でも 3 番目に広い面積を有しており、これ以上定数が減少することは、地域に根差した議員が居なくなるケースが想定される。身近に議員が居ないということは、地域の声を効果的に吸収することができなくなり、町民にとってはマイナス要因になることが考えられる。

これらのことを総合的に考えますと、議員定数削減は得策ではないと考えます。周辺自治体では相次いで定数削減をしておりますが、削減ありきの大きな波に飲み込まれることなく、適正規模について本質的な議論をしてきた山北議会は現状維持の姿勢を貫きとおすべきです。

私は、今後も議員不要論を払拭すべく努力していかなければならないと、改めて襟を正していく考えでおります。

【反対討論】 委員会構成は現状の 7 人が妥当

熊澤 友子 議員

平成 23 年から議会改革がはじまり、議員活動が活発になりました。以前は委員会があるのに、いろいろな活動をすべきだと考えておりました。議会改革によって、7 人で構成されている各委員会の活動が活発になり、7 人でいろいろな意見を出し合い、議論も活発になってきております。町民にも議会活動を少しずつ理解していただけるのではないかと考えております。

定数を削減したいろいろな町の方からお聞きすると、削減したことによって支障をきたしているということを伺いました。議会改革のなかで、議会の機能を低下させないためにも、委員会の活動、議論をこれからも活発に行うためには、委員会構成は現状の 7 人が妥当であると考え、発議第 3 号の定数削減に反対いたします。

【反対討論】 議会改革を推し進めた中さらに議論を深め検討すべき

藤原 浩 議員

地方を取り巻く厳しい経済状況を考えたすえ、議員定数を削減し、窮迫した地方財政運営向上に役立てる考えは理解できなくもない。

しかし、議員定数削減による少数意見の吸収を阻害することをはじめとした、議会のあり方検討委員会で示したような多くのデメリットを考えると、現状で尽くされた定数削減の議論の論旨には同意できない。

私は、安易な議員定数削減の議論が進み、議会が弱体化し、形骸化するのを危惧する。議会は、現在その機能を強化し、その存在価値をさらに高めるため、改革の途上である。今後、改革進捗の中、住民により、さらに議員定数削減の声が高まることがあれば、住民直接参加の制度化検討を視野に入れ、新たな議論の中、検討すべきと考え、今後の議員定数削減の発議に反対いたします。

【反対討論】 地方分権に対応する議会機能の強化を

川村 俊治 議員

行政改革の一環として議員定数を減らせ。議員は何をやっているのかわからない、議員数を減らせ。という町民の声があるのは承知しています。人口 1000 人に対して議員は一人という根拠のない数字を挙げる人もいます。

地域主権改革関連法案が成立し、地方分権が進み、地方議会の必要性が強まっています。地方自治に詳しい大学教授も、議員の量的削減は議会改革の絶対的な解決策ではない。質的向上を目指すべきだ。と指摘しています。

私たちは、平成 23 年の選挙で当選して以来、議会改革について話し合ってきました。当然、議員定数についても議題としてきました。

二元代表制の片側として、執行者と対抗しうる能力の向上、執行者に対するチェック機能だけでなく、条例や政策立案能力を付ける。そして合議制の議会は、いろんな意見の人がいて民意を反映することが必要である。そのような観点から議会のあり方を論じてきました。

議会は、専門的な調査や審査が行える委員会中心の運営を行うべきで、委員会が機能する人数 7 ～ 8 人の確保が必要です。平成 18 年 3 月議会で定数を 18 から 14 に減じたときも、山北町にとって必要最小限の人数として 14 にした経緯があります。

議会改革は地域民主主義を確立していくことであり、最小の資源で最大の効率を上げるという行政改革とは異なります。

議会が町民に見える活動をする。そして、議会の必要性を町民が納得し、信頼される議会にすること、この 3 年間、議会改革に取り組んできました。今は改革の方向性を決めただけであり、今後、実践して町民との信頼関係を確固たるものにする議会に変わっていかねばなりません。

定数の削減に反対します。

【反対討論】 地方分権が進み地方議会の必要性は強まっている

鈴木登志子 議員

町民からは議員定数を減らすようにとの声はだいぶ前からあります。平成 18 年 3 月議会では、町民の声だけではなく、近隣の市町でも定数削減があり、18 人から 14 人に減らしました。

その際にも、山北町は広大な面積と地域が分散している地理的条件、また合議制の議会は、いろいろな方がいて民意を反映することが必要であるなど、さまざまな論議がされて、最小限度の人数として 14 人になった経緯がございます。

現在、地域主権改革第 3 次一括法は、平成 25 年、昨年 6 月に成立し、地方分権はさらに進んできており、地方議会の必要性は強まっています。議会での専門的な調査や審査を行える常任委員会が機能する人数は、最少 7 人が必要と思います。

町民に信頼され、必要とされる議会をめざして、議会改革にこの 3 年間取り組んでまいりました。この 12 月定例会では、山北町議会基本条例が全員賛成で制定され、方向性が決められたところです。これから実践し、町民から必要とされる議会にしていくためにも現状の 14 人で進めていくべきと発議第 3 号に反対いたします。

福祉教育 常任委員会 審査報告



委員 長	瀬戸 顯弘
副委員 長	小栗 直治
委員	藤原 浩
委員	石田 照子
委員	佐藤 光男
委員	鈴木登志子
委員	池谷 莊次郎

新規条例審査

福祉教育常任委員会では、付託された新規条例の 5 案件、「子ども・子育て支援法」等に基づく町条例の制定に関する案件 3 件、「第 3 次地方分権改革一括法」に伴う介護保険等の改正に伴う町条例の制定に関する案件 2 件について審査し、全員賛成で原案どおり了承した。

〈山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例〉

も園は給付対象にならない。また、他市町村への保育を希望した方の費用徴収等は規則で定める。

暴力団の確認は

給付対象のいづも園

指定管理者の扱い

福祉課長 神奈川県警に問い合わせ、確認する。

藤原委員 公立の認定こども園は給付対象となるのか。

池谷委員 公設の施設で、指定管理者が運営した場合この条例は適用されるのか。

監督・指導を万全に

また、他市町への保育を希望した方の費用徴収等は、本条例で決めるのか。

福祉課長 適用される。

福祉課長 公立の認定こども園は給付対象となるのか。

池谷委員 公設の施設で、指定管理者が運営した場合この条例は適用されるのか。

佐藤委員 特定地域型保育事業者に重大な事故があつ

議案等審議の結果

第 4 回定例会（12 月 3 日～ 8 日）

件 名	月 日	審議結果	件 名	月 日	審議結果
山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	12月8日	原案可決 (賛成全員)	平成 26 年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	12月4日	原案可決 (賛成全員)
山北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	12月8日	原案可決 (賛成全員)	平成 26 年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	12月4日	原案可決 (賛成全員)
山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	12月8日	原案可決 (賛成全員)	平成 26 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	12月4日	原案可決 (賛成全員)
山北町指定介護予防防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例の制定	12月8日	原案可決 (賛成全員)	山北町議会基本条例の制定	12月4日	原案可決 (賛成全員)
山北町地域包括支援センターの職員等に関する条例の制定	12月8日	原案可決 (賛成全員)	山北町議会委員会条例の一部改正	12月4日	原案可決 (賛成全員)
山北町情報公開条例の一部改正	12月4日	原案可決 (賛成全員)	山北町議会議員の定数を定める条例の一部改正	12月8日	原案否決 (賛成 2、反対 11)
山北町国民健康保険税条例の一部改正	12月4日	原案可決 (賛成全員)	山北町教育委員会委員の選任	12月8日	同 意 (賛成全員)
山北町地域密着型サービスに関する条例の一部改正	12月4日	原案可決 (賛成全員)	専決処分の承認について（平成 26 年度山北町一般会計補正予算（第 4 号））	12月8日	承 認 (賛成全員)
山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部改正	12月4日	原案可決 (賛成全員)	南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙	12月8日	指名推選
平成 26 年度山北町一般会計補正予算（第 5 号）	12月4日	原案可決 (賛成全員)	—	—	—

☆賛成・反対があった議案

議員名（議席順）	川村俊治	原 憲司	渡辺良孝	藤原 浩	岩本章治	石田照子	佐藤光男	熊澤友子	府川輝夫	瀬戸顯弘	小栗直治	鈴木登志子	瀬戸恵津子
議 案	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
山北町議会議員の定数を定める条例の一部改正													

第 4 回臨時会（11 月 21 日）

件 名	月 日	審議結果	件 名	月 日	審議結果
山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	11月21日	原案可決 (賛成 10、反対 3)	平成 26 年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	11月21日	原案可決 (賛成全員)
山北町職員の給与に関する条例の一部改正	11月21日	原案可決 (賛成全員)	平成 26 年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	11月21日	原案可決 (賛成全員)
山北町消防団員等公務災害補償条例の一部改正	11月21日	原案可決 (賛成全員)	平成 26 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	11月21日	原案可決 (賛成全員)
平成 26 年度山北町一般会計補正予算（第 3 号）	11月21日	原案可決 (賛成 12、反対 1)	平成 26 年度山北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	11月21日	原案可決 (賛成全員)

☆賛成・反対があった議案

議員名（議席順）	川村俊治	原 憲司	渡辺良孝	藤原 浩	岩本章治	石田照子	佐藤光男	熊澤友子	府川輝夫	瀬戸顯弘	小栗直治	鈴木登志子	瀬戸恵津子
議 案	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○
山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正													
平成 26 年度山北町一般会計補正予算（第 3 号）													

※○は賛成、●は反対を表しています。池谷荘次郎議長は、採決に加わりません。

保育料等の条例改正

池谷委員 支給認定基準、教育・保育の利用料等、町に關係する条例・規則等の改正はいつか。



町営の児童クラブ

た場合、経営者の責任はもちろんだが、認可した町にも責任はおよび、最終的には町長の責任におよぶことも考えられる。町がきちんと監督・指導をしていく必要があるのではないかと副町長は当然およぶと認識している。町としてはしっかりと監督・指導をしていく。

福祉課長 町保育園の保育料に関する規則は、年度内に改正予定である。他の条例・規則については、国の動向を見ながらその都度改正していく。

職員員の資格要件は、藤原委員 公設公営で小規模保育事業の運営はできるのか。職員員の資格要件はあるのか。

副町長 現在、町の保育料は国基準の 7 割程度となっている。保育料については町長判断となるので、このまま据え置きになる可能性もある。

最低基準の判断は

池谷委員 最低基準の目的等の条項で、職員に「素養があり」とあるがどのように判断するのか。

福祉課長 県および市町村が行う研修の中で、保育者としての知識・能力を養っていたらどう考えている。

事業所への支援

小栗委員 家庭的保育事業者が最低基準を守れない場合、認可を取り消すのか。また、町は最低基準をクリアするために事業所への支援をする考えはあるか。

福祉課長 苦情受付の窓口は、事業者が設置し、福祉課は指導助言を行う。クラスの規模は、国の基準に合わせ変更する必要がある。

専門部署をつくるのか

石田委員 この条例により、

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例》

指定介護予防防支援事業者は要支援の方のケアプランを作成することになる。町として適正なサービスが行われているかチェックし、指導監督する部署を新たに設置し行うのか。

保険健康課長 保険健康課でチェックし、指導監督するので、新たに所管課を設置しない。

条例制定の手法

池谷委員 新規条例であるのに、附則に山北町地域密着型介護サービスに関する条例の一部改正がある。新規条例に一部改正を行うことを盛りこんだ意図は何か。

副町長 新規条例の制定と既存条例の一部改正の 2 つの議案を提出するという方法もあるが、新規条例により既存条例を改正する必要がある場合は、新規条例の附則で改正するという方法もあるということ。今回はこの方法とした。

池谷委員 方法としてできることは理解したが、今ま

でない改正の仕方であるため、今後は提案時に十分な説明を願いたい。

あなたの声を市政に!!

一般質問

一般質問は、議員が日常活動の中で、調査・研究してまとめた自分自身の考えや町民の声をもとに、町長に行政の執行状況や将来に対する政策方針等を問うものです。

質問時間は、答弁を含め一人 60 分以内とし、一問一答方式で時間内であれば質問や答弁の回数に制限はありません。

議会だよりのスペースの都合で、質問と回答が要約してありますので、詳しい質問・回答の内容は、議会事務局までお問い合わせください。(☎ 75-3653)

ページ	質 問 事 項	質 問 議 員
16	中川温泉をサイクリストの聖地に	府 川 輝 夫
17	水源の町に「未病を治す里」づくりを	渡 辺 良 孝
18	経験豊かな高齢者の活力を活かす	瀬 戸 恵津子
19	自然の恵みを活用した葉っぱによるまちづくりを	原 憲 司
20	行きたい、住みたい町をめざして	石 田 照 子
21	鳥獣被害対策を	小 栗 直 治
22	地域に不安を与える町内の空き家等対策	瀬 戸 顯 弘
23	子ども・子育て支援新制度実施で、子どもを取り巻く環境は	藤 原 浩

議会報告会・意見交換会を開催します

町議会では、町内6会場で「議会報告会・意見交換会」を開催し、委員会活動報告などを行います。

【テーマ】

- 議会のある方検討委員会
- ・ 山北町議会基本条例
 - ・ 山北町議会議員の定数
- 総務環境常任委員会
- ・ 県内県有施設の調査研究報告
(県緊急財政対策 第2報)
 - ・ スマート IC 設置により期待される効果
- 福祉教育常任委員会
- ・ 一番を目指す子どもの環境づくり
(山北らしい認定こども園)
 - ・ 山北町国民健康保険の現状・課題
についての議会の審議状況



【開催日時】

開 催 日	時 間	場 所	対 象
2月2日(月)	19:00 ~ 20:30	三保支所	三保地区
2月4日(水)	19:00 ~ 20:30	清水ふれあいセンター	清水地区
2月6日(金)	19:00 ~ 20:30	生涯学習センター	山北第1～3ブロック
2月9日(月)	19:00 ~ 20:30	旧共和小学校図書室	共和地区
2月10日(火)	19:00 ~ 20:30	高齢者いきいきセンター	岸地区
2月13日(金)	19:00 ~ 20:30	向原児童館	向原地区

※参加は、記載の対象地区限定ではありません。都合のつく会場へおいでください。

※共和地区の開催場所が変更になりました。

【問合せ】 議会事務局 75 - 3653 (直通)

問「未病を治す里」づくりを

答 スマート IC の完成に向けて方向性を



渡辺良孝 議員

問 「水源地域交流の里づくり計画」の推進中に、関連施設である丹沢湖ビジターセンターの廃止が打ち出された。一貫性のない県の行政対応に、水源地域関連の市町村が連携を取り、強く申し入れを行うべきである。

答 丹沢湖の水源環境を保全し水源地域の活性化を進めていくために、平成28年度以降の継続を強く働きかけていく。

問 三保ダム丹沢湖に係る「水源地域交流の里づくり計画」は来年度が見直し期である。今後も継続的に計画し推進するよう、丹沢湖所在の町として積極的に提言すべきである。

癒しの空間である水源地域を未病を治す里づくりにつなげるため質問する。

問 丹沢湖三保ダム堤体の下に、なだらかに山を築いた面積約5万㎡の芝生広場と丹沢湖周辺の模型（50分の1）がある。ここは親子

答 そのような実情があることから、県では細かい課題は各部署で詰め、最終的には一本化した窓口とすることで確認している。

問 当町は多くの県有施設があるが、自然公園関係もあり、交渉が数部署になり時間が掛かってしまっている。町長は県との交渉にスピード感を持っていくべきである。

答 町単独ではなく、やまなみ五湖に関連する市町村と連携を取り、「水源地域交流の里づくり計画」に沿って、さまざまな切り口により、対応策等を強く申し入れていく。



ダム広場



縮尺50分の1の三保ダム

答 丹沢湖周辺で開催されているスポーツイベントは、当町の貴重な財産である。県の「未病を治す里」づくり計画に組み入れるよう何らかの提案をしていきたい。

問 丹沢湖マラソンは延べ12万人が走っている。そして、高校駅伝や実業団駅伝の開催などの実績がある。丹沢湖周辺イベントをトータル的に捉え、未病を治す施策につなげて行くべきである。

問 中川温泉をサイクリストの聖地に

答 三保地域にふさわしい施設の一つ



府川輝夫 議員

問 中川温泉をサイクリストの聖地とした新たな観光拠点として、ハイツ&ヴィラながわ跡地を、サイクルステーションとして整備し、ランナーも利用でき、丹沢湖周遊コースの拠点としては。

自転車をテーマに観光拠点

こうしたなか、隣接するあしがら荘の閉館が決まり、中川温泉はもとより山北町においても大きな打撃です。

そこで、観光立町やまきたの復権をかけた新たな観光拠点づくりとあしがら荘の閉館後の対策を併せて問う。



丹沢湖方面へサイクリング

問 キッズ、サイクル、遊具をテーマとした公園づくりと、キッズマウンテンバイクコースの併設を。

答 サイクルステーションは、温泉施設等の併設により、お湯につかり着替えができ、ランナーにも親しまれる三保地域にふさわしい施設の一つである。また、環境整備公社のサイクリング事業との連携により、サイクリングの拠点づくりも可能である。

答 あしがら荘は中川温泉の旅館の中で重要な位置を占めており、健全な事業体による営業が継続できるよう強く要望し、町が協力できることについても協議をしていく。

問 経営判断による閉館はやむを得ないが、中川温泉におけるあしがら荘の必要性和役割を経営側に訴え、売却を中心とした他の経営手法を含め旅館として営業を継続する要望と協力姿勢を示すべきでは。

あしがら荘の閉館

答 子供から高齢者まで安心でき、自転車の練習場や指導員等の配置、安全で楽しい遊具を備えるなど魅力があり特徴ある公園づくりは来場者が見込めるため、キッズマウンテンバイクコースの併設も含めて検討する。



あしがら荘

観光拠点づくりの見直し

問 あしがら荘の継続が不調になった場合、検討を進めている計画を見直すのか。

答 あしがら荘の今後の状況により、ハイツ&ヴィラながわ跡地の事業着手時期を変更する場合もある。あしがら荘を含めた総合的なエリアによる計画も視野に入れる必要がある。

問 自然の恵みである葉っぱによるまちづくりを

答 葉っぱビジネスの早期事業化は難しい



原 憲司 議員

問 高齢者や女性が元氣よく、いきいきと働く、活力あるまちづくりを推進しては。

答 葉っぱ産業の潜在的な需要が見込まれる可能性もあるが、早期の事業化は難しいので、JAや生産団体等と意見交換を行い検討する。

問 当町の自然から生まれる葉っぱや花を商材にした特徴ある葉っぱ産業をかながわ西湘農協（JA）や民間事業者・団体等と連携して立ち上げ、山北らしい産業による元気で活力のあるまちづくりを推進しては。

当町の美しい自然環境を活用したモミジ、南天、椿等の葉っぱや梅、桜等の花を商材にする葉っぱ産業を興し、特徴ある産業による賑わいと活力のあるまちづくりの推進について伺う。

答 JA、中川温泉旅館組合や三業組合などと協議・連携し、山北らしい特徴ある「おもてなし料理」を作る検討をする。

問 中川温泉旅館組合や町内料理店と協議・連携して、葉っぱや花を利用した山北らしい特徴ある「おもてなし料理」を作り、山北の特産として、町の活性化に繋げては。



南天の実

答 葉っぱビジネスだけでなく、あらゆる産業を通じて高齢者の生きがいと健康づくりに関係団体と連携して取り組む。

答 未活用の町有地は、今後利活用を検討する。また、川村小学校の農園跡地は、教育内容や指導計画の変更により、活用する場合も想定されるので、当面は景観や災害等に配慮し、草

問 都夫良野等の町有地や川村小学校の農園を活用した特徴のある葉っぱ産業を推進し、新しい産業振興に取り組んで。

答 現段階では葉っぱ産業の事業化は難しい。耕作放棄地対策として、農業従事者の負担軽減となるオリーブの栽培に取り組んでいる。

問 みかん畑や茶畑の休耕地が増えていくので、JAや事業者・団体等と連携し、休耕地を利活用した葉っぱ産業を推進し、町の活性化に繋げては。

刈等の管理を行う。

問 特徴ある葉っぱビジネスを推進するため、新たな基本計画を策定し、活力あるまちづくりを推進しては。

答 第五次総合計画を基本に農村振興基本計画等の計画の整備、見直しを行い、葉っぱビジネスだけでなく、農業振興に係る政策や事業の調査・研究に取り組む。



飾りの葉で料理を美しく

問 経験豊かな高齢者の活力で新たな介護支援を

答 29年度実施に向け新サービスを検討する



瀬戸恵津子 議員

当町では、平成35年には高齢化率が38%と想定されている。今までの介護予防教室等の実績をふまえて平成27年度からは、さらに町独自の施策が期待されるが、今後の取り組みについて伺う。

問 介護保険認定に至らない高齢者の安心な生活を確保するため、さまざまなサービスを行う取り組みは。

答 介護保険認定に至らない高齢者への生活支援は、現在実施中の配食・会食サービス、移送サービスや既存のサービスを維持しながら、ボランティアでも対応可能なごみ出し、掃除などの新しいサービスについて調査・検討する。

問 高齢者の参加しやすい地域のサロンを広げるために行政がコーディネートをするべき。

答 ボランティアの養成や発掘、地域資源のネットワーク化等を行う生活支援コーディネーターの配置を国からも求められており、財源も国から入ってくるので、29年に向けて早急に支援体制をつくりたい。



みんなで楽しくハンドベル

問 生活支援、介護支援ボランティアの利用料は、町単独で安く設定できるのか。

答 ボランティア等が担い手となるサービスについては、町が基準を設定できるので、近隣の動向を見ながら適切に定めていく。

問 ボランティアのポイント制は、過去の一般質問で検討すると回答したが状況は。

答 今後の介護支援はボランティアに期待する部分が大きいく、ボランティアの確保や充実を図る上でも、ポイント制は有効な手段であると考えているので、現在検討している。

ボランティア登録者カード									
このカードは、ボランティア活動、協力依頼等に活用させていただきます。またプライバシーは守られます。									
(登録年月日) 平成 ○○年 ○○月 ○○日		ふりがな		しょうなん たろう	性別	男性	住所	〒○○○-○○○	町○○○○○
氏名		湘南 太郎		性別		男性	生年月日		
				女性		大 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
連絡先		■ 自宅電話 (〇〇) 〇〇〇〇							
		□ その他の連絡方法(携帯、Eメール等)							
職業区分		主婦		勤労者	学生	自営業	無職	その他()	
活動可能曜日および時間帯		月	火	水	木	金	土	日	
午前		○	○	○	○	○			
午後		○	○	○	○	○			
活動ができるところに○を付けてください。(複数可)		コメント 土日以外は基本的に可能。水曜日の午前中は10時まで可能。							
私ができるボランティア活動		1 ごみ出し 2 安否確認 3 近所への買い物 4 話し相手 5 ふれあいサロン 6 園芸研修の相手 7 災害時の見回り 8 声かけ、見回り 9 代筆、代読 10 字書き見守り 11 通学路見守り 12 読み聞かせ 13 庭木の手入れ 14 ふれあい活動(高齢者・障がいのある方・子育て中の親子など) 15 その他に私ができるボランティア活動(下記に記入してください) 自分ができるところなら何でも協力します。 特にパソコン、手品が得意です。							

他町のボランティア登録者カード例

問 山間地の農業を鳥獣害から守るには

答 電気柵など助成事業を拡大する



小栗直治 議員

答 被害発生から有害鳥獣捕獲までの申請手続きが、スムーズになる。捕獲に関しては、鳥獣保護法や銃刀法の法令手続きは省くことはできない。

問 現在行われている被害届から捕獲まで何が変わるか。

答 山北町鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣の捕獲を行う。

問 平成26年10月1日に設置した「山北町鳥獣被害対策実施隊」の具体的な活動は。

三保・清水・共和地区は、猿・鹿・猪が人家の近くまで降りてきて、丹精込めて作った野菜などを一夜にして根こそぎ食い荒らす。このまま放置すると、農業意欲が無くなり、放任園が拡大し、山間地農業が消える。今後どのように守り、指導するのか伺う。

問 鹿が原因の一つである「ヤマビル」のエリアが毎年拡大している。鹿対策は。

答 禁猟時期があったため増加し、生息区域も拡大している。昨年は441頭捕獲した。

問 鹿について管理捕獲を行っているが一向に被害は減少しない。個体数が多いのか。

答 従来のロケット花火よりも火薬量が多く炸裂音の大きい花火の導入も検討したが、取り扱いに安全講習会が必要であることから導入を見合わせている。現状では即効性のある猿対策は非常に難しい状況である。

問 猿対策は、平成22年度からロケット花火を配布しているが、花火では数メートル逃げるだけで、音の脅しでは何の対策にもならない。次の対策は。

答 鹿の生息分布区域の拡大防止として、広域防護柵を設置している。しかし農地だけではなく道路もあるので十分な効果が上がっていない。当面は捕獲を主としていく。

問 猪は防護柵の下に穴を掘り侵入する、農地の周りの石積みなども壊し農地保全の猪対策は。



荒らされた畑

答 猪は鼻を使い70キログラム程度の重さであれば持ち上げる力がある。また1.2m程度の柵を飛び越える跳躍力もあるもので、新たに電気柵の助成を補助対象とした。

問 大野山牧場の跡地対策として「ジビエ処理場」と加工場の検討は。

答 ジビエの加工場は必要だとは思っているが、施設自体の制約が難しい。また、鹿・猪などの搬入は二時間以内と決まっている。



荒らしたイノシシ

問 ホストシティ・タウン構想に参加しては

答 内容を検討し、慎重に対応する



石田照子 議員

子育て世代を呼び込み定住人口を増やすには、教育環境を充実させ、PRを行う中で知名度を上げることが重要であるので、ホストシティ・タウン構想の参加について伺う。

ホストシティ・タウン構想への参加

問 ホストシティ・タウン構想に参加することは、子どもたちの目を世界に向け、国際感覚を養う素晴らしい機会となる。また、山北を国内外にPRするビックチャンスにもなるはず。ぜひ参加すべきでは。

答 まだ具体案が見えず、金銭面や待遇面で難しい条件を提示してくれる可能性もあり、簡単に手は挙げられない。

問 参加希望自治体の要望を聞き、支援もすると条件を軟化してきたが、それでも参加しないのか。

答 手を挙げた以上条件が厳しいからと途中で手を下げることはできないため、あくまでも慎重に対応していく。



思い出多き東京オリンピック聖火台

公設民営の進学塾

問 公設民営の塾を運営し、高い評価を得ている自治体がある。当町でも、山北中学校付近に民営塾を誘致し、教育環境の充実を図っては。

答 PRは商工観光課が対応している。10月に町のホームページに「やまきた町歩き」を立ち上げ、山北体育館をPRした。今後、マスコミに取り上げ

答 今年度から、「豊かな学びづくり推進事業」を実施し、サマースクールや休み時間、放課後などを利用して個に応じた支援を行い、学力向上の環境づくりに努めている。現時点では公的機関が進学塾を設置することは慎重にならざるを得ない。

PR部署の設置で知名度アップ

問 テレビは大きな宣伝力があり、町の知名度アップが図れる。もっと積極的にマスコミ関係者に働きかけ、撮影ポイントや建物等紹介するサイトを立ち上げ専門部署で活動したらどうか。



やまきた町歩きで紹介中の山北体育館

※ホストシティ・タウン構想とは、東京オリンピック・パラリンピックに参加する国の担当を自治体ごとに決め、交流・応援等を行うもの。

てもらえるよう、積極的に情報発信に取り組んでいく。

問 子育て支援をどのように向上させるのか

答 幼保の垣根をなくし園の資質向上を図る



藤原 浩 議員

問 町は、山北幼稚園とわかば保育園を連携し認定子ども園とする考えを示しているが、それによってどのように子育て環境が向上するのか具体的な説明を。

答 3歳から5歳の幼稚園児と保育園児が同じ施設で過ごすことにより、効率的な社会性への育みが期待される。また両園の職員が一堂に会し、教育・保育に当たることによる資質の向上が期待されている。



みんなで仲良く

問 認定子ども園化で、どのように子育ての環境が向上するのか

答 子ども・子育て支援新制度が平成27年度より本格的に実施される。町でも、新たな認可・認定の基準にかかわる条例制定等の準備を進めている。そこで新制度の実施で、子どもの環境や子育て支援の向上について質問する。

問 放課後児童保育の量的増加および質的向上を図り、子育ての環境向上を目指すべきでは。

答 平成27年度から、対象を、6年生まで拡充していく予定。今後はニーズ等を考慮し、学習支援等、必要に応じ事業の充実を図り、指導員の資質を高める研修会の充実を図る。

問 町長は、中学生が学習などを通じて安全安心の居場所づくりの検討を進めるとしている。中学生を対象とした居場所を設けては。

答 どのくらいの希望があるのかを調査するなど中学生の居場所づくりを試験的に行うなど、さまざまな取り組みを時間をかけて行っていく。



子どもの学習

問 幼保連携の強化推進を図るため、子ども・子育て支援に関する窓口を一元化する必要があるのでは。

答 必要なことと考えているので、庁内の推進会議で、組織機構の見直しをする。

問 地域に不安を与える空き家対策は

答 町が直接、改善に働きかけていく



瀬戸顯弘 議員

増える空き家の有効活用と安全・安心の町づくりのための施策について質問する。

問 空き家対策の現状は。

答 空き家バンクは、平成21年度から実施し、25年度末までに107件の登録物件が有り、79件（179人）の入居が成立した。町広報誌やHPへの掲載と「やまきた定住協力隊」や宅建協会等と連携して空き家バンクとして活用できる新規登録物件の掘り起こしをしている。

問 空き家対策の拡充のため、空き家に対する相談窓口を設置する考えは。

答 現在は定住対策室が窓口だが、空き家問題に総合的に対応できる体制を検討する。イターンUターン者や若い人達を受け入れるため、空き家の

問 町内の問題ある空き家に対する調査、データ化は。

答 現在の体制では難しいが、早急に実施する。

問 地域の空き家の利活用で、地域サロン等の活用には家賃補助等の助成はできないか。

答 空き家対策としての助成等ではできる限りしている。



利活用方法等について所有者と意向調査を始めている。

問 地域に不安を与える適切に管理されていない空き家に対する環境面、防災面の対応をどうするのか。

答 空き家の所有者が確認できた方に対して直接改善を指導している。所有者不明の時は法務局での登記を確認し、その方に郵送等で連絡し改善を要請しているが、所在が不明のため、困難な状況もある。所有者の転出先等の個人情報については公開はできない。



空き家

問 町の空き家等の適正管理に関する条例制定の考えは。

答 国の「空き家等対策の推進に関する特別措置法案」が11月に成立した。今後、国による基本方針が策定され、ガイドラインが27年5月までに作られる予定である。これに沿って、国の基本方針に即した町の空き家等対策計画づくりをしていく。

問 空き家条例の策定にあたっては町づくりの視点を重点に据え、適切な管理がされていない空き家を「特定空き家」と位置づけたらどうか。

答 国や県の動向、情報等を踏まえて、現状に即した計画を策定し、位置づけていく。

活きいきひろば

子ども達の無形財産

しすいだいこ
洒水太鼓を守る会会長

田代 一男さん



全国名水・日本の滝百選に選ばれている洒水の滝の里（平山）で、郷土芸能と青少年健全育成の普及を図るために、昭和52年に地元有志の方々に助成を頂き太鼓を購入し『洒水太鼓を守る会』が結成されました。

幼稚園児から社会人までの異年齢の青少年を対象に保存、育成、仲間作りに主眼を置き、技術向上のため、2尺8寸の太鼓を含め12台の太鼓で、毎週隔週の土曜日の夜練習を行っています。

また、「元日打初め式」「洒水の滝祭り」や「こどもコンサート」など各イベントへの演奏活動なども行い、随時メンバーを募集しています。

さて、私は子ども達からは『おっちゃん』と呼ばれ、一生懸命太鼓の指導や育成を行っています。子どもは、子どもから多くを学び成長し親友を作り、太鼓を通じ共に成長し地域社会に溶け込んで行くのだと思います。

近年、少子化等により子どもの活動の場が、少なくなってきました。どうか皆さんで子ども達に暖かい光をあててください。



議会活動予定

2月

2、13 議会報告会・意見交換会

4 郡町村議会議長会研修会

12 全員協議会

16 県町村議会議長会役員会

20 議会運営委員会

3月

3、 第1回定例会・本会議

議会の傍聴においでください

第1回定例会(予定)

3月3日(火)～



庁舎内テレビでも放映しています

お問い合わせ 議会事務局 75-3653

●議会ホームページ●

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/gikai/>

編集後記



2015年の新春を迎え、町民の皆様方には、益々ご健勝で活力と笑顔にあふれたご活躍に、心よりお慶び申し上げます。

議会だよりは、今回の発行で180号になりますが、町民の皆様方に、定例会、臨時会の審議結果や議会の活動状況並びに、地域や商工業の活性化に積極的に取り組んでいる方々を「活きいきひろば」に掲載するなど、伝える広報から伝わる広報を目指してきました。今年4月で議会議員の任期が満了となるため、広報分科会の委員も今回を持って変わります。これまでの議会だよりの編集・発行に対していろいろご意見ご協力を賜わり、心より感謝とお礼を申し上げます。

最後に、これからも皆様方のご意見、ご感想をお寄せくださるようお願いいたします。



広報分科会

会長 原 憲司

副会長 鈴木登志子

委員 渡辺良孝

石田照子

熊澤友子

小栗直治